

子供と離れて一人暮らしなので 葬儀や諸手続きが心配です?



**手続きをされる方のために
今からできる準備をしておきましょう。**

お子様達が離れて暮らしているとの事でしたがどういう手続きがあるのかわからないと心配ですね。ここでは手続きと任せられる人も任せられる人も安心できるおすすめポイントをお知らせします。

●死亡届の提出から葬儀まで

亡くなって最初に行く役所への手続きは死亡届を提出することです。死亡届には医師の診断書が必要になります。この死亡届の提出は葬儀会社が代行することもあります。死亡届がないと火葬や埋葬の許可が出ないからです。並行して葬儀会社との打ち合わせに入ります。

→どのような葬儀にしたいのか。亡く

なったことを誰に知らせてほしいのかをお知らせいただくことをおすすめします。

●健康保険や年金関係の手続き

役所等で皆様が亡くなったことをお知らせした上で手続きしていただきます。役所では手続きの種類や内容を詳しく教えてくれます。

→年金手帳やマイナンバーカードがあると市役所での手続きがスムーズです。手続きを託す人に保管場所のお知らせをおすすめします。

●遺産分けについての話し合い

皆様の財産は何かあるのかを把握した後に相続人全員でどのように分けかの話し合いを行った上で遺産分

割協議書を作成します。

→亡くなられた方の財産を探すのは大変です。通帳や不動産、保険証券などは一覧に記載しておくか手続きを託す人に分かるようにしておいていただくことをおすすめします。

●預貯金・不動産の名義変更

遺産分割協議書を基に銀行等金融機関や法務局で手続きを行います。

→その際に亡くなられた方の出生から亡くなるまでの連続した戸籍を求められます。こちらの作業も時間がかかり大変です。事前に取得しておかれると手続きを託された方は楽に把握ができますので助かります。更に公正証書遺言を作成していただくと手続きはかなり簡略化されます。詳しくは専門家にお問い合わせいただくことをおすすめします。

手続きをされる人のためにも今からできる準備をしておきましょう。

(行政書士兼 FP 岩倉 康子)

海外に住んでいる弟の 印鑑証明書ってどうするの?



**在外公館を利用した方法がありますので、
簡単にご説明いたします。**

印鑑証明書は、相続手続きの様々な場面で必要とされます。例えば、不動産の名義変更や相続税の申告手続きの他、遺産分割協議書にも印鑑証明書を添付しなければなりません。

*

印鑑証明書は、住民票のある市区町村で印鑑登録をした上で取得することができます。そのため、日本での住民登録を抹消して海外生活をしている方は、印鑑証明書を日本国内で取得することができません。

もし、弟様の住民票が日本国内にない場合は、どのように相続手続きを進めていけばよいのでしょうか。

*

●在外公館で印鑑登録をする

在外公館であらかじめ印鑑登録をしておけば、在外公館で印鑑証明書を取得することができます。

*

●在外公館で署名証明を取得する

在外公館で印鑑登録をしていない場合は、印鑑証明の代わりに、署名証明という書面で相続手続き等を進めることができます。署名が確かに領事の面前でなされたことを証明するものなので、本人が在外公館に出向いて、署名が必要な書類(遺産分割協議書等)に署名します。事前に署名してしまわないように気を付けましょう。また、署名証明には2つのタイプがあ

るため、手続きごとにどちらのタイプの署名証明が必要なのか確認しておくことも大切です。

*

●在留証明も必要になる場合

海外に居住する方が不動産を相続することになった場合には、上記証明に加えて、住民票に代わる「在留証明」という書面も在外公館で取得する必要があります。

*

このように、日本国内で印鑑証明書を取得できないご家族がいらっしゃる場合でも、相続等のお手続きを進めていくことが可能です。

*

複雑な相続等のお手続きでお困りのことやご不安がございましたら、行政書士等の専門家にお気軽にご相談ください。

(行政書士 栗村 奈見)



任意後見人を検討してるけど 解除とかもできるのかな?



**法定後見人ではなく、任意後見人の場合は、
当事者が契約を解除することも可能です。**

まず後見という制度について簡単に整理しておきます。法律上の後見は、後見人に財産管理や日常取引の代理等を行ってもらうことで、保護を必要とする人を守る制度をいいます。

法律上の後見には、法定後見と任意後見があります。法定後見は、裁判所の手続によって後見人が選ばれ、後見が開始する制度です。一方、保護を必要とする人が、自分の意思(契約)によって後見人を選任するのが任意後見の制度です。つまり、法定後見は、判断能力が既に失われたか又は不十分な状態であるため、自分で後見人等を選ぶことが困難な場合に、裁判所が後見人を選ぶ制度であ

るのに対し、任意後見は、まだ判断能力がある程度(後見の意味が分かる程度)ある人が、自分で後見人を選ぶ制度になります。

任意後見契約を締結するには、任意後見契約に関する法律により、公正証書でなければならないことになっています。一般的には財産管理の委任契約と一緒にを行います。

契約自由の原則に従い、当事者双方の合意により、法律の趣旨に反しない限り(違法、無効な内容はダメ)、自由にその内容を決めることができますし、契約なので解除することもできます。解除については、解除する時期によって必要な要件が異なります。

限定承認があると聞いたけど、 やっている人いませんよね?



**家庭裁判所への申述手続きが必要ですが、
事情によっては有効な制度です。**

相続が開始した場合、相続人は次の3つのうちいずれかを選択できます。①相続人が被相続人(亡くなった方)の土地の所有権など財産の権利や借金などの義務の全てを受け継ぐ「単純承認」、②相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない「相続放棄」、③相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ「限定承認」です。③の方法を選択した場合、被相続人の債務は相続財産の範囲のみで支払い、不足する部分は相続人が支払う必要がありません。

限定承認はどのような場合に有効でしょうか。例えば「財産、債務(借

金など)がはっきりしないが財産が残る可能性があるとき」「先祖代々の実家を確実に相続したいとき」「相続放棄をすると次の順位の人が相続人となって迷惑をかけそうとき」です。

限定承認はプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を弁済すればよく相続人が自己負担することはありませんし、遺したい不動産がある場合、評価額と同額の現金を支払えば「先買権」を行使して確保できる可能性があります。限定承認・相続放棄は自己のために相続の開始があったことを知った日から3か月以内にその旨の申述を家庭裁判所にします。

留意していただきたいのは、限定

●任意後見監督人が選任される前
後見開始時には家庭裁判所に任意後見監督人選任の申出をします。選任前であれば公証人の認証を受けた書面でいつでも解除できます。双方合意の場合、合意解除書に認証を受ければすぐに解除の効力が発生し、当事者の一方からの解除なら、解除の意思表示のなされた書面に認証を受け、これを相手方に送付してその旨を通告することが必要です。

●任意後見監督人が選任された後
正当な理由があるときに限り、かつ、家庭裁判所の許可を受けて、解除することができます。

なお任意後見人について任務に適しない事由が認められるときは、家庭裁判所は、本人、親族、任意後見監督人の請求により、任意後見人を解任することができます。

契約の内容等に注意点もあります。ぜひ、専門家の意見を参考にされることをおすすめします。

(行政書士兼 FP 高田 哲朗)

承認は相続放棄と異なり、相続人全員が共同して手続きをすることが必要なので足並みをそろえることが難しい可能性があるということです。

また、債権者との清算手続きもしなければなりません。家庭裁判所への申述は申述書のほか戸籍謄本・除籍謄本等の収集が必要です。家庭裁判所で受理されたら、限定承認者(相続人が複数のときは申述の受理と同時に選任された相続財産管理人)は相続財産の清算手続きを行わなければなりません。期間内(限定承認者は5日以内、相続財産管理人は選任後10日以内)に限定承認したこと及び債権の請求すべき旨の公告(官報掲載・3万円~5万円位)の手続きをします。その後法律に従って弁済や換価などの清算手続きを行います。

ご自身のご事情に合わせて3つの方法から選択されるとよいでしょう。どれが良いのか悩まれている方は行政書士にご相談ください。

(行政書士 半田 直子)